

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

新潟市民病院管理規程第6号

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程（平成20年新潟市民病院管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号ア（ア）中「3,160円」を「3,200円」に改め、同号ア（ウ）中「3,990円」を「4,020円」に改め、同号ア（カ）中「4,680円」を「4,710円」に改め、同号ウ（コ）中「400円」を「440円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和6年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規定は、この規程の施行の日以後の病院の使用に係る使用料及び手数料について適用し、同日前の病院の使用に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。